

## 〔登録取消・一時停止 措置実施状況〕(2012年4-7月度)

不適正な行為が発見された事業所に対しては、以下の事由において車上作動処理業務委託契約の登録取消・一時停止を実施いたしました。

- H24年7月(近畿地方)  
エアバッグ類(シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。また、正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。  
〈規約第7条1.(5)および(8)〉
- H24年7月(九州地方)  
エアバッグ類が未処理の車台について管理台帳記入(実績報告)や引渡報告が行われていた。エアバッグ類(シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。  
〈規約第7条1.(3)および(5)〉
- H24年6月(中部地方)  
エアバッグ類が未処理の車台について管理台帳記入(実績報告)や引渡報告が行われていた。エアバッグ類(サイドエアバッグ、カーテンエアバッグ、シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。また、正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。  
〈規約第7条1.(3)および(5)(8)〉
- H24年6月(中部地方)  
エアバッグ類が未処理の車台について管理台帳記入(実績報告)や引渡報告が行われていた。エアバッグ類(シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。  
〈規約第7条1.(3)および(5)〉
- H24年6月(中部地方)  
エアバッグ類(サイドエアバッグ、シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。エアバッグ類(運転席・助手席)を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。  
〈規約第7条1.(5)〉
- H24年6月(近畿地方)  
エアバッグ類が未処理の車台について管理台帳記入(実績報告)や引渡報告が行われていた。エアバッグ類(シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。  
〈規約第7条1.(3)および(5)〉
- H24年6月(中部地方)  
エアバッグ類(サイドエアバッグ、シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。  
〈規約第7条1.(5)〉
- H24年6月(関東地方)  
エアバッグ類が未処理の車台について管理台帳記入(実績報告)や引渡報告が行われていた。エアバッグ類(シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。エアバッグ類(シートベルトプリテンショナー)を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。  
〈規約第7条1.(3)および(5)〉